

指定短期入所生活介護契約書

〔目 次〕

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

第2条 (契約期間)

第3条 (短期入所生活介護計画)

第4条 (介護保険の基準サービス)

第5条 (介護保険の基準外サービス)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条 (サービス利用料金の支払い)

第7条 (利用料金の変更)

第8条 (利用開始前のサービスの中止)

第9条 『利用期間中の中止』

第三章 事業者の義務等

第10条 (事業者及びサービス従事者の義務)

第11条 (守秘義務等)

第四章 契約者の義務

第12条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)

第13条 (損害賠償責任)

第六章 契約の終了

第14条 (契約の終了事由)

第15条 (契約者からの中途解約等)

第16条 (契約者からの契約解除)

第17条 (事業者からの契約解除)

第七章 その他

第18条 (連 携)

第19条 (苦情処理)

第20条 (協議事項)

私（以下「利用者」といいます。）と利用者代理人と別所温泉長寿園（以下「事業者」といいます。）は、利用者が指定短期入所生活介護別所温泉長寿園（以下「長寿園」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供されるサービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定めるサービスを提供します。
- 2 利用者は、第14条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（契約期間）

- 第2条 この契約の期間は令契約日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間中の利用期間は担当の介護支援専門員による居宅サービス計画によります。
- 3 利用者は、利用開始予定日から3日間以上の猶予において、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
- 4 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。

（短期入所生活介護計画）

- 第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

（介護保険の基準サービス）

- 第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、利用者に入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

（介護保険の基準外サービス）

- 第5条 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
- (1) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (2) 利用者に対する理美容サービス
- (3) 事業者が特別に定める教養娯楽等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、利用者の嗜好により使用される費用を介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

（サービス利用料金の支払い）

- 第6条 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。但し、利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。【要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）】
- 3 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを事業者が指定する方法で支払うものとします。

（利用料金の変更）

第7条 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 利用者は前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。（利用開始前のサービスの中止）

第8条 利用者は事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知をすることにより、料金負担をすることなくサービスを中止することができます。

2 利用者が利用開始予定日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対し、重要事項説明書の定めにより、1日分の利用料の全額または一部を請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから、3日以内に支払うものとします。

（利用期間中の中止）

第9条 利用者は事業者に対して前日までに申し出るにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。

2 事業者は利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の扱いについては重要事項説明書に記載した通りです。

3 第1項第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第三章 事業者の義務等

（事業者及びサービス従事者の義務）

第10条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

2 事業者は利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

4 事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくは利用者代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

（守秘義務等）

第11条 事業者、サービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た、利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

第四章 利用者の義務

（利用者の施設利用上の注意義務等）

第12条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用するものとします。

2 利用者には、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 利用者は、長寿園の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者の協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第13条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体、財産に損害を及ぼした場合には利用者に対しその損害を賠償する責任を負いま

す。但し事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由)

第 14 条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合。
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により長寿園を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 長寿園が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第 15 条から第 17 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(利用者からの中途解約等)

第 15 条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 3 日前までに事業者へ通知するものとします。

2 利用者は第 9 条第 3 項の場合、本契約を即時に解約することができます。

3 利用者が、第 1 項の通知を行わず居室から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意志を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

(利用者からの契約解除)

第 16 条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第 17 条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による、第 6 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第七章 その他

(連携)

第 18 条 事業者は短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

(苦情処理)

第 19 条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 20 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者との誠意を持って協議するものとします。

第 21 条 (利用者代理人)

1. 利用者は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
2. 代理人は利用者の身元引受人として契約上の義務・責任を負います。

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(長野県指定 第 2070300229 号)

当施設はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

〔目次〕	
1. 施設経営法人	5
2. ご利用施設	5
3. 居室の概要	5
4. 職員の配置状況	6
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	6
6. 契約の終了について	8
7. 苦情の受付について	9
8. 第三者による評価の実施状況	9
9. 事故発生防止について	9
10. 非常災害対策について	10
11. 施設利用の留意事項	10

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 別所清明会
- (2) 法人所在地 長野県上田市大字別所温泉 1828-2
- (3) 電話番号 0268-38-3160
- (4) 代表者氏名 理事長 浅田奨太
- (5) 設立年月日 昭和 45 年 4 月 20 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 長野県第 2070300229 号 指定短期入所生活介護
平成 12 年 4 月 1 日指定
- (2) 施設の名称 指定短期入所生活介護別所温泉長寿園
- (3) 施設の所在地 長野県上田市大字別所温泉 1828-
- (4) 電話番号 0268-38-3160
- (5) 当施設の運営方針 利用者の心身の特性を十分に把握し、医療、保健、福祉サービス機関との連携を図り、適切な施設サービス計画に基づいた介護により、自立生活の支援を行い豊かな長寿社会に寄与します。
- (6) 入所定員 16 人
- (7) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階
- (8) 建物の延べ床面積 4,388 m²
- (9) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。
【介護老人福祉施設】長野県 2070300245 号 定員 84 名
【通所介護】 長野県 2070300427 号 定員 30 名
【居宅介護支援事業】長野県 2070300054 号

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。また、途中で居室の変更に伴い利用料等の増減が出る場合があります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (一人部屋)	12 室	従来型個室
二人部屋	12 室	多床室
四人部屋	16 室	多床室
合計	40 室	
食堂	2	

機能訓練室	2	【主な設置機器】
浴室	2	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。またご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、基準省令第2条の指定基準の従業者の員数を遵守しています。

職種	常勤換算
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	入所者3人に対し職員1名以上
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	常勤数で3名以上
5. 機能訓練指導員	1名
6. 介護支援専門員	1名
7. 医師	1名（非常勤）
8. 管理栄養士	1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|----------------------------|
| (1) 利用料金が、介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合 |

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。
食事時間朝食 8:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:00～

③入浴

- ・入浴または清拭を週2回行います。（一般浴、機械浴ともに温泉浴となります。）
- ・寝たきりの方でも機械浴を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・日常生活に即した機能訓練を行います。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によってお支払いください。

（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度及び負担限度額段階に応じて異なります。

また加算については状況およびご利用者によって異なります）

新介護予防	従来型個室	多床室 (2人以上)	サービス提供体制強化 加算Ⅱ	療養食加算	夜勤職員配置加算Ⅲ	送迎加算
要支援1	451	451	18/日	8/回	15/日	184/回

要支援 2	561	561				
-------	-----	-----	--	--	--	--

短期入所利用料 (令和6年8月1日～)						
介護サービス費 (単位)			加算 (単位)			
介護度	従来型個室	多床室 (2人以上)	サービス提供体制強化加算Ⅱ	療養食加算	夜勤職員配置加算Ⅲ	送迎加算
要介護 1	603	603	18/日	8/回	15/日	184/回
要介護 2	672	672				
要介護 3	745	745				
要介護 4	815	815				
要介護 5	884	884				
介護職員処遇改善加算Ⅰ (総単位数に乗じる 14%)						

自己負担分 (介護保険と別の実費分) (令和6年8月1日～)						
段 階	居住費 <1日あたり> (円)				食費 <1日あたり> (円)	
	従来型個室		多床室			
基 準	1,231		915		1,445	
第1段階	380		0		300	
第2段階	480		430		600	
第3段階①	880		430		1,000	
第3段階②	880		430		1,300	
第4段階以上	1,231		915		1,445	
食事1食当り費用	朝食	346円	昼食	681円	夕食	418円

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆在宅介護サービス等の受け入れ状況等により、連続した利用日数が 30 日を超えてしまう場合、31 日目は全額自己負担となります。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆キャンセル料

入所前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合 無料

②入所日の前日午後 5 時までにご連絡がなかった場合

利用料 1 日分 (介護サービス費の自己負担分、居住費 1 日分と食費 1 日分の合計額)

(2) (1) 以外のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事 (酒を含みます。)

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料 : 実費精算

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に 1 回、理容師の出張による理髪サービス (調髪、顔剃、洗髪) をご利用いただけます。

利用料金 : 1 回あたり 2,500 円

③レクリエーション・クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金 : 材料代等の実費をいただきます。

クラブ活動

書道、華道 (材料代等の実費をいただきます)

④複写物の交付

ご利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

嗜好を伴った電化製品の使用電気料（1日当たり）

〔 冷蔵庫 70円 電気あんか 30円 テレビ 50円（施設貸出）	〕
〔 電気毛布 40円 電池 実費 テレビ 30円（個人持ち）	〕

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥処置料(浴衣代金) 3,000円

(3) 利用料金のお支払方法は下記のとおりとなります。

その月の短期入所利用終了後、請求書をお渡しいたしますので下記の方法でお支払いください。支払い確認後、領収書を発行致します。

①口座振替

ご利用された月の翌月 22 日に、ご指定の口座からお引落となります。(22 日が休日の場合は金融機関の翌営業日となります。)

②指定金融機関振込

下記の振込口座にお振込みください。なお振込手数料はご利用者様の負担となります。

振込口座 名義 「特別養護老人ホーム別所温泉長寿園」
①八十二銀行 塩田支店 口座番号 普通 29885
②信州 うえだ農協 塩田支所 口座番号 普通 0021184

③現金によるお支払い

お支払いは送迎時にお支払いいただくか、後日長寿園窓口にお届けいただくようになります。

※②と③につきましてはいずれも、請求書をお渡しいたしました日より 10 日以内にお支払いください。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご家族・利用者代理人によるかかりつけ医の受診・判断が最優先になります。また、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務けるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人共和会塩田病院
所在地	上田市中野 29-2
診療科	内科、外科、整形外科、循環器科、歯科、口腔外科、耳鼻咽喉科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	関歯科医院
所在地	上田市常田 2-941-2

6. 契約の終了について

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、契約は継続が可能です。しかし仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了させていただきます。

- | |
|---|
| ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合 |
| ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により長寿園を閉鎖した場合 |
| ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合 |
| ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 |
| ⑤ご利用者からの退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
| ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間内であっても、ご利用者から当施設の退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の 3 日前までに解約をお申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| ①介護保険給付対象外サービス料金の変更に同意できない場合 |
| ②ご利用者が入院された場合 |
| ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合 |
| ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合 |
| ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |

⑥他の利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑤職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ⑥職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ⑦職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為）

(3) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに利用料を計算します。

*以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ①利用者が中途退所を希望した場合
- ②入所日の健康チェックの結果、体調が悪い場合
- ③利用中に体調が悪くなった場合
- ④自然災害等

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者 主任生活相談員 南正覚 高史 ）

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日
午前9時～午後5時まで

（土日祝祭日および12月30日から1月3日を除く）

また苦情受付ボックスを玄関受付に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

長野県福祉サービス運営適正化委員会	長野市若里 1570-1（長野県社会福祉総合センター内） 電話 0120-28-7109
長野県国民健康保険団体連合会	長野市大字西長野字加茂北 143-8 電話 026-238-1580
上田市健康福祉部高齢者介護課	上田市大手 1-11-16 電話 0268-22-4100

8. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

9. 事故発生防止について

(1) 安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故防止マニュアルを作成し、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。

(2) 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

10. 非常災害対策について

(1) 災害時の対応

職員、地元消防団、自治会により避難誘導を行い出火に際しては消防活動を行います。

(2) 防災設備

全館内スプリンクラー設備一式、小型消火器、火災受信機、屋内消火栓、誘導灯、非常灯、消防署への自動火災通報装置

(3) 防災訓練

年2回

(4) 防火管理者

佐藤大地

11. 施設利用の留意事項

当施設のご使用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、生活常識の範囲内をお願いいたします。

(2) 面会

・面会時間は施設の定めた範囲内をお願いいたします。

・面会の際には面会票のご記入をお願いいたします。

・来訪される場合、食事制限・飲み込みに支障をきたすもの、生鮮食品、手作りのもの、自宅のタッパー等に移したものの、カットの必要性のあるもの、危険物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。

(4) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

個人情報使用同意書

私及び家族は指定短期入所生活介護サービスを受けるにあたり、私及び家族の個人情報をサービス担当者会議等連携するサービス担当者間で用いることに同意します。

さらに他の介護支援事業所、介護保険サービス事業者、病院、老人保健施設から情報を得ることや、他の介護支援事業所、介護保険サービス事業者、病院、老人保健施設へ情報を提供することに同意します。

